

2022年2月25日

株式会社 電通グループ

取締役社長執行役員 CEO 五十嵐 博

(東証第1部 証券コード: 4324)

定款一部変更のお知らせ

株式会社電通グループ（本社：東京都港区、取締役社長執行役員 CEO：五十嵐 博、資本金：746億981万円）は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第173回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

変更の理由は以下のとおりです。

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 監査等委員である取締役の員数変更

当社グループのガバナンス体制に対する監査・監督機能の一層の強化・充実を図るため、現行定款第20条（取締役の員数）第2項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を5名から6名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです（下線を付した部分は変更箇所を示します）。

(1) 株主総会資料の電子提供制度導入

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第19条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<新設>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第19条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<新設>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(2) 監査等委員である取締役の員数変更

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022年3月30日（水）

定款変更の効力発生予定日：2022年3月30日（水）

以上